名古屋市	成地籍図根多角点網図、図根多角点簿	愛知県名古屋市西区の一部（官民先行西一―２）
名古屋市	成地籍図根多角点網図、図根多角点簿	愛知県名古屋市西区の一部（官民先行西一―３）
名古屋市	成地籍図根多角点網図、図根多角点簿	愛知県名古屋市西区の一部（官民先行西一―５）
名古屋市	成地籍図根多角点網図、図根多角点簿	愛知県名古屋市西区の一部（官民先行西一―６）
名古屋市	成地籍図根多角点網図、図根多角点簿	愛知県名古屋市西区の一部（官民先行西一―７）
名古屋市	成地籍図根多角点網図、図根多角点簿	愛知県名古屋市西区の一部（官民先行西一―８）
名古屋市	成地籍図根多角点網図、図根多角点簿	愛知県名古屋市西区の一部（官民先行西一―９）
札幌市	宮の森Ⅱ地区地図整備測量及び調査簿	北海道札幌市中央区宮の森の一部
法上原・瀬口土地家屋調査士人	周南市由加町地区確定測量図及び調査簿	山口県周南市由加町
独立行政法人都市再生機構	北部大阪都市計画公園の３・３・２画地確定測量図及び調査簿	大阪府摂津市千里丘新町の一部
独立行政法人都市再生機構	北部大阪都市計画事業の吹田操車場地区整備測量及び調査簿	大阪府摂津市、吹田市、豊中市、池田市、箕面市、茨木市、高槻市、大阪狭山市、堺市北区、中区、東区、南区、堺市堺区の一部、堺市西区の一部、堺市南区の一部、堺市美原区の一部、大阪狭山市の一部、富田林市の一部、松原市の一部、羽曳野市の一部、藤井寺市の一部、八尾市の一部、柏原市の一部、東大阪市の一部、大阪市都島区、福島区、此花区、西区、港区、大正区、天王寺区、浪速区、西淀川区、東淀川区、東成区、生野区、旭区、城東区、阿倍野区、住吉区、東住吉区、西成区、淀川区、鶴見区、住之江区、平野区、北区、中央区の一部

公　告

諸　事　項

国営西網走土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営西網走土地改良事業（国営施設応急対策）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成28年９月27日

農林水産大臣　山本　有二

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営西網走土地改良事業計画書（国営施設応急対策）の写し

２　縦覧期間

平成28年９月28日から平成28年10月26日まで

３　縦覧場所

北海道網走市事務所

国営雄武丘陵土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営雄武丘陵土地改良事業（区画整理）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成28年９月27日

農林水産大臣　山本　有二

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営雄武丘陵土地改良事業計画書（区画整理）の写し

２　縦覧期間

平成28年９月28日から平成28年10月26日まで

３　縦覧場所

北海道紋別郡雄武町事務所

国営道前平野土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営道前平野土地改良事業（区画整理、農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成28年９月27日

農林水産大臣　山本　有二

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営道前平野土地改良事業計画書（区画整理）の写し

国営道前平野土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し

２　縦覧期間

平成28年９月28日から平成28年10月26日まで

３　縦覧場所

愛媛県西条市事務所

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第７１２７６号

東京都葛飾区小菅１―10―１

申立人　青松　菊江

本籍北海道函館市青柳町35番地、最後の住所東京都葛飾区小菅１丁目12番13号ハイツ青松201号、死亡の場所東京都中央区、死亡年月日平成28年１月15日、出生の場所東京都江戸川区、出生年月日昭和21年８月７日、職業不詳

被相続人　亡　堀川　彰一

事務所東京都千代田区麹町４－８―26ロイクラトン麹町１階倫総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮川　倫子

東京家庭裁判所

平成２８年（家）第７１３８８号

東京都練馬区東大泉３丁目16―９

申立人　並木　秀夫

本籍東京都文京区水道２丁目22番地、最後の住所東京都文京区水道２丁目４番１―208号、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日平成28年１月29日、出生の場所東京都文京区、出生年月日昭和27年４月22日、職業飲食店経営

被相続人　亡　伊東　　宏

事務所東京都千代田区六番町３番地１協和ビル６階Ｎ＆Ｓ法律知財事務所

相続財産管理人　弁護士　澁谷　和洋（登録姓渋谷）

東京家庭裁判所